



長野県報

1月16日(月)
平成18年
(2006年)
第1727号

目 次

告 示

生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の業務の廃止（厚生課）	1
生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定（厚生課）	1
生活保護法に基づく医療扶助のための施術を担当する施術者の指定（厚生課）	2
都市計画事業の事業計画の変更認可（水環境課生活排水対策室）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路維持課）	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路維持課）	3
広域連合を組織する地方公共団体数の減少、処理する事務の変更及び規約の変更の許可（市町村課）	3

公 告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（水環境課生活排水対策室）	3
長野県環境影響評価条例に基づく準備書についての公聴会の中止（環境自然保護課）	3
特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課N P O活動推進室）	3

告 示

長野県告示第19号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成18年1月16日

長野県知事 田中康夫

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
慶友整形外科	飯田市上郷別府3367-8	平成17年8月31日
小松内科医院	諏訪市赤羽根4-5	平成17年11月30日
のぞみ薬局	茅野市ちの3386	平成17年11月1日

厚 生 課

長野県告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成18年1月16日

長野県知事 田中康夫

診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
聖南薬局	東筑摩郡筑北村西条3910	平成17年11月1日
芳川歯科医院	下高井郡木島平村大字穂高字清水2985-3番地	平成17年12月1日
寺島薬局松本渚店	松本市渚1丁目7-1	平成17年12月1日
慶友整形外科	飯田市上郷別府3367-8	平成17年11月1日
医療法人 羽場医院	飯田市駄科536-3	平成17年11月1日
ドレミ薬局仲町店	茅野市仲町4001	平成17年12月1日
のぞみ薬局	茅野市ちの3386	平成17年11月1日
京島クリニック	安曇野市穂高有明10340-1	平成17年11月21日

厚 生 課

長野県告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術者として、次のように指定しました。

平成18年1月16日

長野県知事 田 中 康 夫

施術者

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地又は施術者の住所	指 定 年 月 日
森 岡 卓 也	もりおか整骨院	松本市庄内2-1-19キャビネ・ドゥー101	平成17年12月1日
福 澤 明 美	——	松本市寿北2-3-2	平成18年1月1日
上 野 泰 央	——	下伊那郡阿智村智里12-1-202	平成17年11月1日
荒 井 由香理	小山接骨院	須坂市大字日滝1150	平成17年11月1日

厚 生 課

長野県告示第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年1月16日

長野県知事 田 中 康 夫

1 施行者の名称

松川村

2 都市計画事業の種類及び名称

池田都市計画下水道事業 松川村特定環境保全公共下水道

3 事業施行期間

平成7年2月16日から

平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成13年長野県告示第426号の事業地のうち松川村地内において事業地を変更する。

水環境課生活排水対策室

長野県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年2月1日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年1月16日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路線名 405号
 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下水内郡栄村大字堺字鳥越18403番の67地先から下水内郡栄村大字堺字鳥越18403番の63地先まで	旧	m 7.4~16.7	km 0.0664
同上	新	m 8.5~26.4	km 0.0664

道路維持課

長野県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成18年2月1日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年1月16日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 405号
 2 供用を開始する区間
 下水内郡栄村大字堺字鳥越18403番の67地先から
 下水内郡栄村大字堺字鳥越18403番の63地先まで
 3 供用を開始する期日 平成18年1月16日

道路維持課

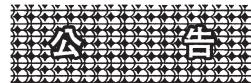
長野県北安曇地方事務所告示第1号

北アルプス広域連合長から申請のあった北アルプス広域連合を組織する地方公共団体数の減少、処理する事務の変更及び規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成17年12月27日付けで許可しました。

平成18年1月16日

長野県北安曇地方事務所長 廣田功夫

市町村課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成18年1月16日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
 辰野都市計画下水道 辰野町公共下水道
 2 縦覧場所
 長野県生活環境部水環境課生活排水対策室及び辰野町水道課

水環境課生活排水対策室

公告

長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第20条第4項の規定により平成18年1月22日に開催を予定していた（仮称）木曽川右岸道路（南部ルート）建設事業環境影響評価準備書に係る公聴会については、中止します。

平成18年1月16日

長野県知事 田中康夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

環境自然保護課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年1月16日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
 平成17年12月27日
 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人ユニバーサルコンテナツ長野
 3 代表者の氏名
 青木敏
 4 主たる事務所の所在地
 長野県長野市大字南長野字後町裏1584番地2 麻場税経ビル3階
 5 定款に記載された目的

本会は、障害者等の自立と社会参加、生活支援をするため、身体障害者を積極的に雇用することにより、障害者雇用、福祉の増進をするとともに、情報化社会の発展に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室



古紙配合率100%再生紙を使用しています